

## 尾張旭市監査公表第57号

令和7年12月1日付け尾張旭市監査公表第53号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年12月8日付け7産第260号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月26日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 市原誠二

### 市民生活部産業課

監査の指摘事項	措置状況
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めていた。同課では、経営相談室開設事務委託において、代表者印の押印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、尾張旭市入札者心得書の内容を再確認し、受託者に対し本市の押印取扱いについて説明を行った。</p> <p>今後は、見積書への押印を含めた記載内容について複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p>